

# カムムスヒの資性

森 陽 香

## はじめに

カムムスヒという神は、平安宮中神卅六座の筆頭を飾る（『延喜式』）、特に尊重された神である。この神については多くの先行研究があるが、とくに「出雲に出自をもつ神であるか否か」が争点となった。『古事記』においてこの神がいわゆる「出雲神話」に登場することや、『出雲国風土記』に集中的にこの神の伝承があることなどを根拠に、カムムスヒを出雲出自の神とみる説は多く、<sup>1)</sup>中でも倉塚睦子は宮廷神となったカムムスヒを国神の天神化したものと結論した。一方、カムムスヒを出雲出自としない見方もある。<sup>2)</sup>とくに溝口睦子は、カムムスヒを「タカミムスヒと基本的に同じ性格の朝廷神、国家神」とみなし、『古事記』のカムムスヒが明確に天上界の神として世界の創造を司る

主宰者の行為をしていることなどを根拠に、積極的に出雲神説批判を展開した。

小論は、このような研究史をふまえた上で『古事記』『出雲国風土記』のカムムスヒ神話を読み直して差異や類似点を総括的に捉え、あわせて『国造本紀』（『先代旧事本紀』）も検討することで、よりおおきな視点から「カムムスヒの資性」を問いたい。

## 一 『古事記』のカムムスヒ（神産巢日神）

a) 天地初めて発りし時に、高天の原に成りませる神の名は、天之御中主の神。次に、高御産巢日の神。次に、神産巢日の神。

b) かれ、殺さえし神の身に生れる物は、頭に蚕生り、二つの目に稲種生り、二つの耳に粟生り、鼻に小豆生り、

陰に麦生り、尻に大豆生りき。かれここに、神産巢日の御祖の命、これを取らしめて種と成したまひき。

c) かれしかして、八十神怒りて、大穴牟遲の神を殺さむとし、共に議りて、伯岐の国の手間の山本に至りて(略)火もちて猪に似たる大き石を焼きて転ばし落しき。しかして、追ひ下すを取らず時に、すなはちその石に焼き著かえて死にき。しかして、その御祖の命、哭き患へて天に参上り、神産巢日の命を請はしし時に、すなはち蜺貝比売と蛤貝比売とを遣はして作り活けたまひき。しかして、蜺貝比売きさげ集めて、蛤貝比売待ち承けて、母の乳汁と塗りしかば、麗しき壮夫に成りて、出で遊行びき。

d) かれ、大国主の神、出雲の御大の御前に坐す時に、波の穂より天の羅摩の船に乗りて、鵜の皮を内剥ぎに剥ぎて衣服にして、帰り来る神あり。(略)久延毗古を召して問ひたまふ時に、答へ白ししく、「こは、神産巢日の神の御子、少名毗古那の神ぞ」かれしかして、神産巢日の御祖の命に白し上げたまひしかば、答へ告らししく、「こは、まことにあが子ぞ。子の中にあが手候よりくきし子ぞ。かれ、いまし葦原の色許男の命と兄弟となりて、その国を作り堅めよ」かれ、それより大穴牟遲と少名毗古那と、二柱の神相並びて、こ

の国を作り堅めたまひき。しかる後は、その少名毗古那の神は、常世の国に度りましき。

e) かく白して、出雲の国の多芸志の小浜に、天の御舎を造りて、水戸の神の孫、櫛八玉の神、膳夫になり、天の御饗を献る時に、禱き白して、櫛八玉の神、鵜に化り、海の底に入り、底のはにを咋ひ出で、天の八十びらかを作りて、海布の柄を鎌りて、燧白に作り、海草の柄もちて、燧杵に作りて、火を糺り出でて云ひしく、この、あが燧れる火は、高天の原には、神産巢日の御祖の命の、とだる天の新巢の凝烟の、八拳垂るまで焼き挙げ、地の下は、底つ石根に焼き凝らして、<sup>たぐなほ</sup>栲縄の、<sup>は</sup>千尋繩打ち蕨へ、釣せし海人の、<sup>くちおほ</sup>口大の尾翼<sup>をはた</sup>鱸、さわさわに控き依せ騰げて、打き竹の、とををとををに、天の真魚昨献る。

### 1 神産巢日神と天と

はじめにのべたように、これまで神産巢日神については主に「出雲神説」を批判する立場から、「天の神」としての側面が重視されてきた。たしかに『古事記』冒頭のa記事では、神産巢日神は「高天の原に成りませる神」とされている。しかしこの記事は、「造化三神」という整備された形と抽象性とを内容にすることから比較的新しいもので

あるといわれており、神産巢日神の天の神としての質を考  
えるためには、b、eの記事もみる必要がある。

五穀の起源を語るb記事は神産巢日神の所在を記さず、  
場面設定も明確でない。大穴牟遲神の復活劇であるc記事  
には「その御祖の命、哭き患へて天に参上り、神産巢日神の  
命を請はしし時」という描写があり、神産巢日神が天に  
いることを示している。少名毗古那神の来臨を語るd記事で  
は、神産巢日神と天との関係は明示されていない。国譲り  
の完成を表現するe記事には「高天の原には、神産巢日神の  
御祖の命の、とだる天の新巢」とあり、神産巢日神と高天  
の原との関連が示されている。このようにみると、神産巢  
日神話b、e四例の中でこの神を明確に天（高天の原）の  
神として語るものは半数のc、e二例であり、残り半数の  
b、d二例は神産巢日神と天との関係を明らかにしていな  
いということになる。

ところで、神産巢日神と同じく「高天の原に成りませる  
神」とされる高御産巢日神の名は、天石屋戸段と、葦原中  
国平定から天孫降臨にいたる段とに見える。そして、天石  
屋戸段には「八百万の神、天の安の河原に神集ひ集ひて、  
高御産巢日神の子、思金の神に思はしめて」という場面  
があり、天孫降臨の段には「はつきりと「しかして、その矢  
(略)天の安の河の河原に坐す天照大御神・高木の神の御

所に逮りき。」という表現がある。高御産巢日神の名が記  
される場面は明確に高天の原に設定され、とくに「天の安  
の河原」という具体性のある天上世界と密接に結びつく  
という特徴が認められる。

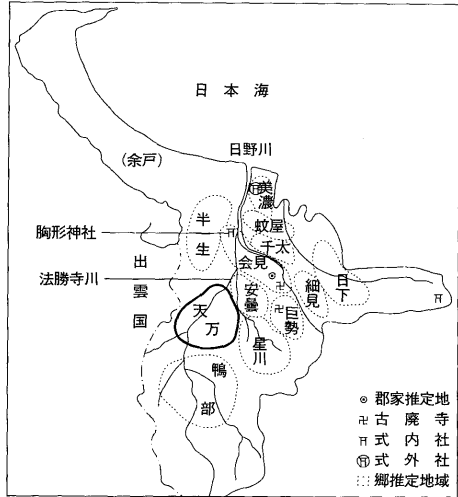
このように神産巢日神・高御産巢日神と天との結びつき  
をそれぞれの神話描写から比較してみると、両神の「天の  
神」としての質に異質なところが認められる。すなわち神  
産巢日神の「天の神」としての主張は、常に高天の原の主神  
として君臨する高御産巢日神と比べて明確さと具体性に乏  
しいということである。これは何を意味しているだろうか。

## 2 神産巢日神と海と

そこであらためて、神産巢日神の神話b、eについて、  
その舞台や内容を検討してみる。

bの「五穀の起源」条は場所の設定・神話全体の中の  
位置づけなどはつきりとしなない。

c記事で注意されることは、神産巢日神が遣わした神と  
して赤貝（蛭貝比売）と蛤（蛤貝比売）という海の貝の女  
神が選ばれていることである。天の神であるはずの神産巢  
日神は、なぜ海の女神を遣わすのだろうか。ところで、こ  
の神話の舞台は「伯岐の国の手間の山本」とされている。  
大穴牟遲神が石に焼きつかれて殺されたのがこの場所であ  
るから、蛭貝比売と蛤貝比売とによる復活も同じところで



[資料1] 会見郡郷推定図  
『鳥取県史(一)』(鳥取県、1972年)により、  
川の名・神社名を加えた。

行われただろう。「手間」は『倭名類聚鈔』にみる「會見郡天萬」、現在の鳥取県西伯郡南部町(旧会見町)天万に  
あたり、日本海へとそそぐ日野川に通じる法勝寺川流域に  
位置する。そして、法勝寺川の downstream には天万郷に隣接して  
「安曇郷」があり、さらに下流の日野川沿いには式内の胸  
形神社がある(「資料1」)。こうしたことから、「手間の山  
本」付近一帯は日本海へと通じる川によって海人族が入り  
込める地勢になっており、人々は川をつたって海とかわか  
る生活をしていたと推される。⑥ そうであれば、「手間の山

本」を舞台とする神話に海とかわりある女神が選ばれた  
ことは、当地の地域性をふまえた、生活の実感にもとづく  
ものと考えることができる。

d 記事の舞台は「出雲の御大の御前」、すなわち島根半  
島東端の「美保」の岬である。この神話の主役・少名毗古  
那神は、海の彼方から船に乗って帰り来て、常世の国へと  
去っていく、本拠地を海のむこうの異世界にもつ神である。  
神産巢日神は海の彼方の世界の神とも系譜的なつながりを  
持ち得る神とされている。

e の「火横詞」は「出雲の国の多芸志の小浜」で唱えら  
れた。その比定地は不明だが、「小浜」であるから出雲国  
中の海岸であることには違いない。また、この詞章は出雲  
の国引き詞章を髣髴とさせる韻律豊かな表現をもち、延縄  
漁法で魚をとる漁民たちの躍動感を鮮やかに描いているが、  
神産巢日神がこのような海の詞章に選ばれていることに注  
意したい。詞章には、櫛八玉神のかたりとして「この、あ  
が燦れる火は、高天の原には、神産巢日神の御祖の命の、と  
だる天の新巢の凝烟の」とあり、この文脈に即して理解す  
るならば、神産巢日神は櫛八玉神が横り出す「火」と結び  
つく神格ということになる。そしてその火は、横り出す櫛  
八玉神自身が「水戸神の孫」として海神の性質をもつ神で  
あること、「海布の柄」「海尊の柄」が火横の道具に選ばれ

ていることからすれば、「海からもたらされる火」と捉えることができる。<sup>(7)</sup> そうであれば、「海からの火」が神産巢日神の住居まで届くという発想がこの詞章の根底に横たわっていると考えられ、火を媒介とする神産巢日神と海との結びつきが意識されていたということになる。

このように、神産巢日神話の舞台は出雲の中でも特に海辺（dの御大の御前・eの多芸志の小浜）あるいは海とかわりのある地域（cの手間の山本）に設定され、神話の内容にも、海の貝の女神（c）・海の彼方に本拠をもつ少名毗古那神（d）・「海からの火」（e）と神産巢日神とのつながりが描かれている。このような「海と結びつく」という特徴は高御産巢日神には見られず、神産巢日神特有の性質として注意すべき点である。

### 3 神産巢日神の天と海と

本章でのべてきたことをまとめる。『古事記』の神産巢日神は「天の神」として造られているものの、高御産巢日神と比較してみる時にその「天の神」としての性格の不明確さが浮き彫りになる。その一方で、神産巢日神には神話の舞台と内容とに「海と結びつく」という特質が認められる。神産巢日神は「天」と「海」との双方にかかわる働きをしており、このことはこの神の資性を考えるうえで看過することのできない点として、その背景を考える必要がある。

## 二 『出雲国風土記』のカムムスヒ（神魂命）

f) 加賀の郷（略）佐太の大神の生れまししところなり。

御祖、神魂命の御子、支佐加比賣命、「闇き岩屋なるかも」と詔りたまひて、金弓もちて射給ふ時に、光加がや明きき。故、加加といふ。（嶋根郡）

g) 生馬の郷（略）神魂命の御子、八尋やむらほ銚長依日子命、

詔りたまひしく、「吾が御子、平明かにして憤まず」と詔りたまひき。故、生馬といふ。（嶋根郡）

h) 法吉の郷（略）神魂命の御子、宇武加比賣命、法吉

鳥と化りて飛び度り、此處に靜まり坐しき。故、法吉といふ。（嶋根郡）

i) 加賀の神埼（略）謂はゆる佐太の大神の産れましし

ところなり。産れまさむとする時に、弓箭亡せましき。その時、御祖神魂命の御子、枳佐加比賣命、願ぎたまひつらく、「吾が御子、麻須羅神の御子にまさば、亡せし弓箭出で來」と願ぎましつ。（以下略）（嶋根郡）

j) 楯縫と號くる所以は、神魂命、詔りたまひしく、「五

十足の天の日栖ひすみの宮の縦横の御量は、千尋の榜繩持ちて、百結び結び、八十結び結び下げて、此の天の御量持ちて、天の下造らしし大神の宮を造り奉れ」と詔りたまひて、御子、天の御鳥命を楯部と爲て天下し給ひ

き。(以下略) (楯縫郡)

k) 漆治の郷 (略) 神魂命の御子、天津枳比佐可美高日子命の御名を、又、薦枕志都治値といひき。此の

神、郷の中に坐す。故、志丑治 (8) といふ。(出雲郡)

l) 宇賀の郷 (略) 天の下造らしし大神の命、神魂命の御子、綾門日女命を誦ひましき。その時、女の神肯

はずで逃げ隠ります時、大神伺ひ求ぎ給ひし所、是則ち此の郷なり。故、宇賀といふ。(出雲郡)

m) 朝山の郷 (略) 神魂命の御子、眞玉著玉之邑日女命、坐しき。その時、天の下造らしし大神、大穴持命、娶ひ給ひて、朝毎に通ひましき。故、朝山といふ。

(神門郡)

神魂命は以上八例の伝承をのこしているが、それらは「神魂命と大穴持命(天の下造らしし大神)とがかわる伝承」(j・l・m各記事)と「神魂命と御子神のみで語られる伝承」(f・g・h・i・k各記事)とに大別できる。そこで、それぞれの伝承群にみる神魂命の特徴を考察してみる。なお「資料2」はf・mの伝承地を大まかに示したものである。

### 1 神魂命と大穴持命とがかわる伝承

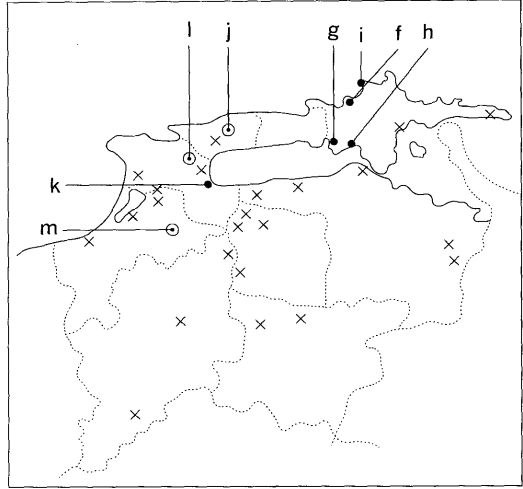
「神魂命と大穴持命とがかわる伝承」はj・l・mの

各記事である。j記事は神魂命が天の下造らしし大神のために宮を造り奉るという内容の楯縫郡由来譚で、「此の天の御量持ちて」あるいは「御子、天の御島命を楯部と爲て天下し給ひき」という表現が注意される。これらの語句によって「天の下造らしし大神」に対して神魂命の活動が「天の上」で行われていることが知られ、これが『出雲国風土記』の中で神魂命を天の神に描く唯一の記事となっている。l・mの各記事は、綾門日女命・眞玉著玉之邑日女命という神魂命の御子神と大穴持命との婚姻伝承である。「資料2」にみるように、l記事は出雲郡宇賀郷、m記事は神門郡朝山郷のもので、ともに島根半島付け根付近の、内陸部の郷の伝承である。

### 2 神魂命と御子神のみで語られる伝承

「神魂命と御子神のみで語られる伝承」はf・g・h・i・kの各記事である。fとiとは嶋根郡加賀郷(神埼)、gは嶋根郡生馬郷、hは嶋根郡法吉郷、kは出雲郡漆治郷の伝承で、加賀郷は日本海に、生馬・法吉・漆治郷は出雲の入海に、それぞれ面している(「資料2」)。「神魂命と御子神のみで語られる伝承」がすべて出雲の入海あるいは日本海沿いの地のものであることに注意しておきたい。

ついで伝承の内容をみる。gの八尋鉾長依日子命とkの天津枳比佐可美高日子命(薦枕志都治値)とは、他に記載



〔資料2〕 大穴持命伝承と神魂命伝承の分布  
日本古典文学大系『風土記』(岩波書店、1958年)  
の付録図による。

- =神魂命と御子神のみで語られる伝承  
(f=加賀郷、g=生馬郷、h=法吉郷、i=加賀神  
崎、k=漆治郷)
- =神魂命と大穴持命とがかかわる伝承  
(j=橋縫郷、l=宇賀郷、m=朝山郷)
- ×=右以外の大穴持命の伝承

がなく実態が不明である。fとiとはほぼ同内容の伝承で、神魂命の御子キサカヒメ(支佐加比賣命・枳佐加比賣命)が海辺で佐太大神を産んだと伝える。キサカヒメは貝の女神であり、佐太大神についても「漁業の神」あるいは「海から来訪する農耕神」とみて海との結びつきを指摘する論がある。また、佐太大神をまつる式内の佐隴神社は現島根県松江市(旧八束郡)鹿島町の佐陀川沿いに位置して日本海に近く、秋から冬にかけて流れつくウミヘビを「りゅう

じゃさん」として大切にするなど、海とかかわりの深い伝統を残している。f・i記事の神魂命は、キサカヒメ・佐太大神という、いずれも海と結びつきのある神々の「祖」とされているわけである。h記事は神魂命の御子、宇武加比賣命が法吉郷に姿を変えて飛び度り来たことを伝える。宇武加比賣命は蛤の女神であり、この記事をしるす嶋根郡の海ではたしかに「蛤貝」をとることができた。また宇武加比賣命が化けたという法吉郷の来臨の様子は「飛度」と表現されているが、この「度(わたる)」という語によって、法吉郷は空高くから垂直に飛び降りて来たのではなく、水平に海を越えてやってきたことがわかる。法吉郷の位置を考えると、法吉郷は具体的には、入海をこえて

やってきたのではなかっただろうか。神魂命はh記事の中で、貝の女神の祖であるとともに、海から来臨する神の祖としての性格もみせているわけである。

このようにみると、「神魂命と御子神のみで語られる伝承」の神魂命は、海沿いの地に根付き、海と関わる神々(キサカヒメ・宇武加比賣命・佐太大神)の祖、あるいは、海から来臨する神の祖(法吉郷)としての性格を有しているということが出来る。

### 3 神魂命の天と海と

以上、『出雲国風土記』の神魂命傳承を「神魂命と大穴持命とがかかわる傳承」と「神魂命と御子神のみで語られる傳承」とにわけてそれぞれにみる神魂命像を考察してきたが、両者を比較すると、神魂命の質に差があることが認められる。すなわち、「神魂命と御子神のみで語られる傳承」には傳承地域と内容とに神魂命と海との結びつきが認められるが、「神魂命と大穴持命とがかかわる傳承」にはそのような特徴がみられず、逆に「天の神」としての神魂命が描かれているということである。神魂命が「天」と「海」との双方にかかわっていることとあわせて、その二様の性質が大穴持命とのかかわりに対応してあらわれていることについて、その意味を考える必要がある。そこで、出雲における神魂命と大穴持命との關係を『出雲国風土記』から探ってみる。(なお以下「神魂命傳承」といった場合は、「神魂命と御子神のみで語られる傳承」と、「神魂命と大穴持命とがかかわる傳承」との双方を含むものとする。)

まず「資料2」にみるように、神魂命傳承は島根半島に偏在的に分布し、一方の大穴持命傳承は内陸部に多く分布している。神魂命傳承と大穴持命傳承とは、大まかに島根半島部と内陸部とに分布域を異にしているということがで

きる。

次に神魂命傳承について、「神魂命と大穴持命とがかかわる傳承」と「神魂命と御子神のみで語られる傳承」との分布の様子をみる。「神魂命と大穴持命とがかかわる傳承」(j・l・m)は楯縫郡・出雲郡・神門郡と、島根半島付け根付近の三郡に分布している。一方「神魂命と御子神のみで語られる傳承」(f・g・h・i・k)はk記事以外すべて島根半島中央部の嶋根郡に集中している。つまり、島根半島部に偏在している神魂命傳承をより詳しくみれば、「神魂命と大穴持命とがかかわる傳承」は半島の西寄りに、「神魂命と御子神のみで語られる傳承」は東寄りに、という形でわかれて分布しているわけである。なお「神魂命と大穴持命とがかかわる傳承」(j・l・m)の内容を見ると、jは神魂命が大穴持命の宮を造り奉る記事、lとmとは神魂命の御子神と大穴持命との婚姻傳承で、いずれも神魂命側が大穴持命側に帰順する形になっている。

以上を勘案すると、神魂命傳承は島根半島一帯に、大穴持命傳承は出雲の内陸部にそれぞれ分布しているが、ちょうど両者の接点にあたる島根半島付け根付近に、「神魂命と大穴持命とがかかわる傳承」(j・l・m)が位置していることになる。これは、本来半島部に基盤をもっていた神魂命と内陸部に基盤をもっていた大穴持命とが半島付け



根付近で接したことを示していると考えられる。さらに、その「神魂命と大穴持命とがかかわる伝承」の内容がいずれも神魂命側が大穴持命側に帰順する形になっていることは、半島付け根付近での神魂命と大穴持命との接触が、神魂命側が大穴持命側に飲み込まれる形をとって融合にむかったことを示しているのではないだろうか。『出雲国風土記』の神魂命伝承と大穴持命伝承からは、このような二神の関係をみる事ができる。

そうであれば、『出雲国風土記』の神魂命伝承は「神魂命と大穴持命とがかかわる伝承」と「神魂命と御子神のみで語られる伝承」とに、ある程度の時代的・信仰的な位相の差があると考えることができる。つまり、「神魂命と御子神のみで語られる伝承」(f・g・h・i・k)は、神魂命が大穴持命とかわる以前の、神魂命の本来の性質を示している可能性が高いのではないだろうか。そして、その「神魂命と御子神のみで語られる伝承」は伝承地域と内容とにおいて神魂命と海との結びつきを示しているから、海と結びつく神魂命像こそが出雲におけるこの神の本来の性質であった可能性がでてくる。また逆に、神魂命を天の神につくる栴縫郡の神話(j)は「神魂命と大穴持命とがかかわる伝承」に属するから、天の神としての神魂命は比較的後代になって造られたものではないかと考えられる。

### 三 「国造本紀」のカムムスヒ

本章では、『先代旧事本紀』の「国造本紀」にみる、カムムスヒを祖とする国造の分布を考えることで、カムムスヒの資質を考える手がかりとしたい。「国造本紀」から確認できるカムムスヒを祖とする国造は、次の八氏である。

- ① 石見国造  
瑞籬朝御世。紀伊国造同祖蔭佐奈朝命  
兒大屋古命定賜国造。
- ② 大伯国造  
輕嶋豐明朝御世。神魂命七世孫佐紀足  
尼定賜国造。
- ③ 吉備中県国造  
瑞籬朝御世。神魂命十世孫明石彦定賜  
国造。
- ④ 阿武国造  
纏向日代朝御世。神魂命十世孫味波々  
命定賜国造。
- ⑤ 紀伊国造  
檀原朝御世。神皇産靈命五世孫天道根  
命定賜国造。
- ⑥ 淡道国造  
難波高津朝御世。神皇産靈尊九世孫矢  
口足尼定賜国造。
- ⑦ 久味国造  
輕嶋豐明朝。神魂尊十三世孫伊與主命  
定賜国造。
- ⑧ 天草国造  
志賀高穴穗朝御世。神魂命十三世孫建  
嶋松命定賜国造。



国造押勝と吉備海部直羽島とを遣はして、百済に喚す。」  
という記事から、当地の国造はその地勢を活かして海の玄  
関口を掌握し、力を保っていたと考えられる。

⑥淡道国造は瀬戸内海にかぶ淡路島の国造である。特  
に三原郡に本拠を構えたとされるが、この地に海人たちが  
息づいていたことが平城宮出土の木簡によって確認される。

・淡路国三原郡阿麻郷戸主丹比マ足

・□同姓表麻呂調塩三斗 天平寶字五年<sup>20</sup>

淡路島の海人は、「爰に大鷦鷯尊、淤宇に謂りて曰はく、「爾  
躬ら韓國に往りて、吾子籠を喚せ。其れ日夜兼ねて急に往  
れ」とのたまふ。乃ち淡路の海人八十を差して水手とす。」  
(仁徳天皇即位前紀)という記事にみるように外国へとつな  
がる海上の道に通じ、また軍事にも活躍していた。こうし  
た海に生きる者たちの首長が当地の国造であったと考える。  
⑦久味国造は伊予国久米郡を本拠地とした。現在の愛媛  
県松山市南部と温泉郡の一部地域にあたり、地理的に直接  
海に面してはいない。

⑧天草国造は、現在の熊本県天草諸島一帯を本拠とした。  
四面環海の地であり、一説にアマクサの「アマ」は「海  
人」に関係する言葉ではないかといわれるように、海に密  
着した文化を持つ地であったに違いない。しかし、管見の  
限りでは古代の天草および天草国造について記す資料はほ

とんどなく、国造の実態は不明である。

以上をみると、⑦久味国造と、本拠地の不明な③吉備中  
国造とを除く①②④⑤⑥⑧の国造の本拠地・支配地が、  
いずれも海に面しているという特徴が認められる。とくに  
②⑤⑥の国造の本拠地には、たしかに海人たちが生きてい  
た。なお、国造の分布は瀬戸内海近辺に集中している(②  
③岡山県、⑤和歌山県、⑥兵庫県、⑦愛媛県)ほか、日本  
海側(①鳥取県と④山口県)と九州西側(⑧天草諸島)に  
まで広がっているが、太平洋側には分布がない。このこと  
から、カムムスヒは瀬戸内海沿岸を中心とし、太平洋側を  
のぞく西日本の海沿いの地域で、海に生きる人々の間に根  
をはった神と考える。そうであれば、カムムスヒに海と結  
びつく性質があることが「国造本紀」からも推認される。

#### おわりに——カムムスヒの資性——

以上をまとめ、結論とする。カムムスヒは『古事記』に  
おいても『出雲国風土記』においても「海」と「天」との  
双方にかかわる神として描かれている。このような特徴が  
両方の書に共通してみられるということは、カムムスヒの  
性質を考える上で貴重な示唆であるとともに、この両書に  
みるカムムスヒ像を関連させて説くことができるというこ  
とだと考える。

また、特に『出雲国風土記』の神魂命に関して、その海と天という二様の性質が「大穴持命とのかかわり」という問題と対応する形であらわれていることが注意される。

このことを、「神魂命が大穴持命に統合されていた」という推定に即して考えると、「神魂命と大穴持命とがかかわる伝承」にみる天の神としての神魂命像は比較的後代の姿であり、「神魂命と御子神のみで語られる伝承」にみる海と結びつく神魂命像こそがこの神の本質的な姿であった、と判断できる。「国造本紀」にみるカムムスヒを祖とする国造が、西日本の太平洋側以外の沿岸に集中し、海の生活文化にかかわるものが多いということも、「海」と結びつくカムムスヒの資性を裏付けるものではないだろうか。

そうであるとすれば、『古事記』の神産巢日神が海の女神を遣わし、海の彼方の神である少名毗古那神の祖となり、「海からの火」と結びついて語られていることは、海とかわる神としての神産巢日神の資性が、『古事記』に影を残したものと見ることができるといえる。『古事記』において神産巢日神の「天」にあいまいさがみられることも、海と結びつく神産巢日神の資性に、天の神としての神産巢日神像を押しとどめるほどの根強さが残っていたことをあらわしているのではないだろうか。

カムムスヒの資性は、とくに西日本の海沿いの地域で、

海の彼方までを含むひろがりある世界観を背景にはぐくまれたものと考えられる。

#### 注

(1) それぞれ表現に違いはあるが、カムムスヒを出雲出自とする説、あるいはカムムスヒが「出雲系」であることとを認める論は、たとえば次のものである。

太田亮『日本古代史新研究』磯部甲陽堂一九二八年、中島悦次『古事記評釋』山海堂出版部一九三〇年、田井嘉藤次『詳解古事記新考』大同館書店一九三〇年、松岡静雄『紀記論究神代篇創世記』同文館一九三一年、松村武雄『日本神話の研究(二)』培風館一九五五年、戸谷高明「ムスビ二神に関する考察」学術研究8、一九五九年(『古代文学の研究』桜楓社一九六五年再録)、倉塚暉子「出雲神話問題」お茶の水女子大学国文20、一九六三年、倉塚「出雲神話圏とカムムスビの神」古代文学5、一九六五年(『日本文学研究資料刊行会編』『日本神話』有精堂出版一九七〇年に再録)、尾崎暢映『古事記全講』加藤中道館一九六六年、神田秀夫『新注古事記』大修館書店一九六八年、上田正昭『日本神話』岩波書店一九七〇年、倉野憲司『古事記全註釈(二)』三省堂一九七四年、神野志隆光「ムスビの神の変容」解釈と鑑賞別冊『講座日本文学 神話(上)』一九七七年(『古事記の達成』東京大学出版会一九八三年再録)、次田真幸『古事記(上)』講談社一九七七年、上田正昭・井手至編(『鑑

賞日本古典文学) 古事記」角川書店一九七八年、水野祐「出雲國風土記論攷」東京白川書院一九八三年、金光すず子「出雲國風土記神魂命の性格」日本文学論究45、一九八六年

(2) それぞれ表現に違いはあるが、カムムスヒと高天原(中央、大和)とのつながりを重視し、出雲(民間)出自とすることに否定的な論は、たとえば次のものである。

肥後和男「風土記抄」弘文堂書房一九四二年、津田左右吉「日本古典の研究(下)」岩波書店一九五〇年、石母田正「國作りの物語についての覺書」『古事記大成

(二) 平凡社一九五七年所収、西郷信綱『古事記注釈(二)』平凡社一九七五年、西宮一民『新潮日本古典集成』古事記』一九七九年、溝口睦子「カムムスヒ」出雲の神説批判』古事記学会編『古事記の神々(上)』高科書店一九九八年所収

(3) それぞれ表現に違いはあるが、a 記事を比較的新しいものとみる見方は、注1・注2に前掲した論・書だけでも、津田・戸谷・倉塚・尾崎・上田・倉野・神野志の各氏によって提示されている。

(4) d 記事には「神産巢日の御祖の命に白し上げ」という表現があり、本居宣長「古事記伝」や小学館新編日本古典文学全集「古事記」は、これを「少名毗古那神を神産巢日神のいる高天原に連れて行く。」と解釈する。しかし、須佐之男命の大蛇退治段にも「この大刀を取り、異しき物と思ほして、天照大御神に白し上げたまひき。」

という例があり、この須佐之男命の「白し上げ」は、須佐之男命が追放された天に還る意とは考えにくく、ただ「献上する」意であろう。この例をふまえ、筆者はd記事の「白し上げ」も神産巢日神と高天原との関係を明示するものではないと考える。

(5) 安曇郷については松嶋順正編『正倉院寶物銘文集』(吉川弘文館一九七八年)に「伯耆國會見郡安曇郷戸主間人安曇□調狭絶壹迅□」という資料がある。

(6) 黛弘道「海人族のウヅを探り東漸を追う」(『日本の古代8 海人の伝統』中央公論社一九八七年所収)に、「和名抄」では会見郡とあるが、郡内には会見郷の他に安曇郷もあり、式内曾形神社も鎮座する(米子市宗像こは古代の海岸線に臨む地であった)から、海人族の多く居住した所と考えてよい。」とも説かれる。

(7) 『日本思想大系』古事記』(岩波書店一九八二年)は、「海藻で鑽火具を作るといふ神話上の発想は、海神の國から淨力がもたらされるという信仰によるものである」と注する。

(8) 『出雲國風土記』の引用は岩波日本古典文学大系本によったが、本条の郷名・神名・末尾の文字の一部は加藤義成「出雲國風土記「漆沼郷」地名考」(神道学44、一九六五年)および「出雲國風土記」出雲郡漆沼郷の古名」(神道学74、一九七二年)によって改めた。

(9) 佐太大神は「漁民によって信仰される所の、漁業の神」(水野祐「黄金の弓箭」神道学35、一九六二年)、

「海から来訪する農耕神」（上田、前掲注1）などと説かれる。

- (10) 『出雲国風土記』鳴根郡に「凡て、北の海に捕るところの雑の物は、志毗・鮪・沙魚・烏賊・蛸・鮑魚・螺・蛤貝・中略・凝海藻等の類、至りて繁にして、稱を盡すべからず。」とある。

- (11) 『出雲国風土記』における「度」「渡」字の用例をまとめれば次のようである。

・○○の渡」という例Ⅱ「朝酌の（促戸の）渡」（嶋根郡・卷末記）、「栗江の埼の）促戸の渡」（嶋根郡）、「隠岐の渡」（嶋根郡・卷末記）

・動詞「わたる」Ⅱ「隠岐の國に渡る津・道」（嶋根郡千酌の濱・卷末記）、「川下はあしほふ這ひ度れり。」（仁多郡総記）、「石川を度り」（仁多郡三澤郷）

・「渡舟」Ⅱ（卷末記）

・渡の村（秋鹿郡）  
これらを見ると、村名としての一例を除き、「わたる」という語は水の上を越える意に用いられている。また朝酌の渡や隠岐の渡の例のように何を渡るのか記されない場合は、海を越える意を示している。なお『時代別国語大辞典 上代編』（三省堂一九六七年）も「わたる」について、「特に水の上を越える意に多く用いる。」とする。

- (12) 出雲の大穴持命と神魂命の関係については、肥後（前掲注2）、倉塚（前掲注1、一九六五年論文）、水野（前掲注1）などにも指摘がある。

- (13) 松下宗彦はカムムスヒ裔の国造を扱って「西日本の北辺に近い海外に、この神を奉じる地域の本拠があった」という可能性を指摘している（『神魂命考』国文白百合5、一九七四年）が、「西日本の北辺に近い海外」とはどのあたりを指すのか、具体性に欠ける。

- (14) 引用は『神道大系』による。大伯・吉備中泉・阿武・久味・天草の各国造の祖は、『神道大系』が底本とする卜部兼永本では「神祝命」とされるが、『神道大系』は『鼈頭旧事紀』よって「神魂命」に改めているのでこれに従う。また各国造が本拠とした郡域の位置は、各県の平凡社『日本歴史地名大系』にある「旧郡域・現郡市町村域対照図」を参考にした。なお「国造本紀」には他に

「葛津立国造 志賀高穴穗朝御世。紀直同祖大名茅彦命 兒若彦命定賜国造」がみえ、「紀直」は『新撰姓氏録』に神魂命裔とあるので、当国造もカムムスヒ裔と類推できる。しかし「国造本紀」にその旨の記載がないため、今は注記に留める。葛津立国造の本拠地は肥前国藤津郡（現佐賀県藤津郡鹿島市）で、有明海に面している。

- (15) 『角川日本地名大辞典 別巻1』（角川書店、一九九〇年）の「国造一覽」より

- (16) 『木簡研究』12、一九九〇年

- (17) 奈良国立文化財研究所編『平城宮発掘調査出土木簡概報（十九）』一九八七年

- (18) 奈良国立文化財研究所編『平城宮木簡1 平城宮発掘調査報告V』（真陽社一九六九年）による。国名、郡名

などはつきりしないが、備前・備中・備後の地域に「□上郷」という郷名は邑久郡にしかないので、同郡のものと判断される。

(19) 『日本歴史地名大系 岡山県の地名』(平凡社一九八八年)は、「吉備一族から自立した有力首長勢力として、吉備海部直氏を想定することができる。同氏がおそらく大伯国造となり、その後、郡領の地位を世襲したものである。」との推測をなしている。

(20) 奈良国立文化財研究所編『平城宮発掘調査出土木簡概報(十九)』一九八七年

(21) 柳田国男は『海上の道』(筑摩書房一九六一年)で、「大八島の旧国の中にも、数多くの久米又は久見の地があり、其中の二三は内陸の山間であるが、他の多くは海から近づき得る低地であって、今も稲田がよく稔る古い土着の地であった。」と述べる。これに従えば、愛媛県の久米も海とかかわる可能性を考えることができる。

(22) 宮本常一は「海人ものがたり」(『日本民俗文化資料集成(四)』一九九〇年所収)の中で、「アマクサのアマは、海人に関係する言葉かと思う。」と述べ、「和名抄」にみる「天草郡天草郷」を海人の地の一とみなしている。

本論は、二〇〇四年十月の上代文学会秋季大会での発表を成稿したものである。席上ご教示くださった方々に感謝申し上げます。

### 『上代文学』投稿規程

- 1 投稿者は会員に限る。
- 2 投稿論文は原則として縦書きとし、分量は四百字詰め原稿用紙四十枚以内(注をも含む)とする。
- 3 ワードプロ原稿の場合には、表紙に四百字詰め換算した枚数を記す。
- 4 投稿論文は、原本を手許におき、コピー五部を送る。
- 5 投稿論文の表紙には、投稿者の住所および勤務先(学生の場合は大学名、学部学科名または大学院課程名、学年)を記載する。氏名にはその読みをかなで書き加える。
- 6 投稿論文の送り先は事務局とする。
- 7 投稿論文の締切は、六月十五日、十二月十五日の年二度とする。
- 8 投稿論文に対しては、部分的修正を要求する場合がある。
- 9 投稿論文の採否は、編集委員会の議を経て常任理事会で決定し、その結果を通知する。
- 10 投稿論文(コピー五部)は返却しない。